

# 平成 30 年度第 2 回北海道農業・農村振興審議会主要農作物種子生産部会 議事録

日時：平成 30 年 10 月 11 日（木）15:30～16:45

場所：TKP 札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム 6 A

## 1 開会

### ○山根主幹

それでは準備が整いましたので、ただ今から平成 30 年度第 2 回北海道農業・農村振興審議会主要農作物種子生産部会を開会いたします。私は農政部農政課の山根と申します。よろしくお願いいたします。会議の開会に当たりまして、主要農作物種子生産部会の部会長であります柳村部会長から御挨拶を頂きます。

## 2 挨拶

### ○柳村部会長

今日は皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。また、開会時間が遅れまして大変申し訳ございませんでした。本日の議題は、条例素案の検討ということになります。いよいよ中身を議論していくということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○山根主幹

ありがとうございました。次に、北海道農政部長の梶田より御挨拶申し上げます。

### ○梶田農政部長

皆さんお忙しいところお越しいいただきまして、ありがとうございます。先ほど前の段階で開かせていただきました審議会におきまして、種子の問題について御報告をさせていただいて、続いてこの部会におきまして、中身についてさらに詰めた議論をさせていただくという段取りで進めているところでございますが、前回の部会におきましては、骨子案という形で私どもの考え方を示させていただきましたが、今日は、部会長の御挨拶にもございましたが、中身について、具体的に私どもの方でこういう考え方ということの説明させていただきますので、是非、忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。又、このことにつきましては、道議会でたくさん御議論いただきましたが、何よりも道民の皆様の関心の高い事でございます。農業のこと、そして種のこと、農産物のことと全部が繋がっておりますので、そういう視点からも是非貴重な御意見を頂ければなと思っております。今日はよろしくお願いいたします。

### 3 委員の出席状況報告

#### ○山根主幹

次に、委員の出席状況についてであります。本日の会議につきましては、主要農作物種子生産部会委員8名のうち、7名の委員が出席されておりますので、北海道農業・農村振興条例第33条第2項の規定により、本審議会部会が成立していることを御報告申し上げます。

### 4 委員紹介

#### ○山根主幹

次に委員の皆様の御紹介をさせていただきます。北海道農業・農村振興審議会委員につきましては、今回改選されたところでございますが、部会に参加される委員は前回に引き続きまして、柳村部会長、小野寺委員、川端委員、吉村委員の4名の方が指名されております。

また、審議会の副会長である堂地委員にも御出席いただいております。特別委員につきましては貴島委員、今井委員、大西委員、山田委員の4名の方々でございます。なお、貴島委員におかれましては、本日御都合により欠席されております。

### 5 幹部職員紹介

#### ○山根主幹

続きまして、本日出席しております道庁幹部職員の紹介をいたします。農政部長の梶田でございます。

#### ○梶田農政部長

よろしく願いいたします。

#### ○山根主幹

農政部次長の青木でございます。

#### ○青木農政部次長

よろしく願いいたします。

#### ○山根主幹

生産振興局長の宮田でございます。

#### ○宮田生産振興局長

よろしく願いします。

○山根主幹

技術支援担当局長の秋元でございます。

○秋元技術支援担当局長

よろしくお願ひいたします。

○山根主幹

併せまして、本日御出席いただいております独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部 安積大治企画調整部長を御紹介させていただきます。

○安積企画調整部長

よろしくお願ひいたします。

## 6 議題

○山根主幹

それでは早速議事に入りますが、ここからの議事進行は柳村部会長にお願ひいたします。

○柳村部会長

それでは、議事に入ります。本日の議事は、開始時間が遅れましたので、5時半までには終わりたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願ひいたします。それでは、議題について説明をお願ひいたします。

○山野寺農産振興課長

はい。私、農政部農産振興課の山野寺と申します。よろしくお願ひいたします。まずは、私の方からお配りいたしました資料に基づきまして、御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まずは、資料1の検討スケジュールについてでございます。8月29日に第1回部会で先ほどの御挨拶の中でもありましたように、条例の骨子案について調査・審議をしていただきました。そして本日10月11日 第2回部会ということで、条例骨子案に対して頂いた御意見を踏まえた上で取りまとめました「条例の素案」につきまして、調査・審議いただきます。同時に本日より道民の方々から広く御意見を伺うこととしてパブリックコメントを実施したいと考えてございます。その後、本日頂きました御意見や道民の方々からの御意見、あるいは道議会の御議論を踏まえまして、条例案を作成し、12月中旬に第3回目の部会を開催し、調査・審議していただいた上で、道の法規審査委員会を経て、条例案の取りまとめを行っていきたいと考えてございます。

次に資料2につきましては、条例の素案の本体でございます、資料3はその説明資料となっております。その前に、前回、第1回目の部会で皆様から頂きました御意見、これは今回の素案にも繋がってきますので、おさらいも兼ねまして、御説明します。その御説明する資料は資料3の後に付けてございます。参考資料「平成30年度 第1回北海道農業・農村振興審議会 主要農作物種子生産部会の議事概要」という資料でございます。これをお取り寄せいただきたいと思っております。

3の(2)に意見交換で委員の皆さんから寄せられた主な意見を載せてございます。下線を中心に説明をさせていただきますが、まず条例の制定の趣旨や、条例で対象とする範囲についての御意見でございますが、「主要農作物だけではなく雑豆などについても条例で規定してほしい」、「主要農作物を含めた北海道らしい条例を期待」、「北海道の特徴的な作物を条例で規定する範囲に含めてはどうか」、「小豆、いんげん、そばについても条例で規定する範囲に含めてほしい」、「北海道の魅力ある農産物が活かされるような北海道らしい条例の制定のお願い」、というようなものでございました。

次に、知的財産の保護に関しましては、「知的財産の保護は重要だと考える」、「優良品種の全ゲノムを解読しておくことで、万が一不適切な流出が起きた場合の対応策としてはどうか」、「知的財産の保護を行ってほしい」、「GM作物種子が道内に流通しないよう、対策を条例に盛り込んでほしい」。

優良品種の決定においては、「生産者の求めるものであること」、また、「消費者の意見を取り入れることが大切。優良品種の決定には消費者目線が必要ではないか」。

続きまして、原種・原原種の生産体制について、ここにつきましては、「現行の仕組みを今後も継続してほしい」、「これまでと同様の仕組みで行ってほしい」、「新たに、民間企業が種子生産に関わることができるよう、参入企業を審査する場を設けるなどの仕組み作りが必要」。

情報発信に関しましては、「消費者、生産者の両方に対する丁寧な広報活動をお願いする」、「生産者も含めた道民に広く情報が行き渡るようお願いする」、などの意見が出されたところでございます。

これらを踏まえまして、先ほども御説明しましたが、資料2の方で条例素案を作成いたしました。説明につきましては、資料3に基づきまして、どういう考え方なのかを説明させていただきます。右肩にページ数を載せておりますので、ページ数を説明する前に申し上げますので、それを見ながらお願いします。

まずは1ページ目でございます。条例の素案の構成ということで、1と2の(1)から(15)まで書かれてございますが、骨子案に追加したのは、下線部分で、2の条例の概要の(2)「基本理念」、それと(12)「勧告等」を追加してございます。

2ページ目にお進みいただきまして、まず制定の趣旨ということでございます。国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠であること。そしてそのためには、優良品種として認定する制度や、安定的な原種及び原原種の生産、当該優良品種の種子が生産されるほ場や生産物の審査、

知的財産の適正な保護などが必要。このため、主要農作物等である稲、大麦、小麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそばにつきまして、安定的な供給や品質の確保の実現を図るための条例ということをご明記してございます。

次の3ページ目の上段には、この条例における用語について触れてございます。主要農作物とは、稲、大麦、小麦及び大豆をいう。それから主要農作物に「等」を付けた場合は、主要農作物を含め、小豆、いんげん、えん豆、そばをいいます。

ここで4ページに進んでいただきまして、これも前回この資料で御説明いたしました、もう一度どういった背景があつて、今我々が検討作業を進めているかという部分も振り返らせていただきたいと思います。「廃止された主要農作物種子法の概要」というものを記載してございます。廃止の趣旨につきましては、国では種子、種苗については国家戦略、知的戦略として民間活力を最大限に活用した開発、供給体制を構築するという、地方公共団体のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している種子法を廃止したということでございます。品種開発から生産、販売という流れがございますが、品種開発と販売はなんら変わってございません。変わったのは真ん中の生産の部分の主要農作物種子法の部分で都道府県に義務づけられておりました「原種及び原原種の生産」、「種子生産ほ場の指定や審査」、そして「優良な品種を決定するための試験」。これらにつきまして、都道府県の義務づけが無くなったということから、新たなルール作りが必要ではないかということに進められてございます。

次5ページに進みまして、先ほど制定の趣旨をお話しましたが、ここからは条例の中身、概要に入ってきます。まず、2の条例の概要の(1)「目的」につきましては、主要農作物等の種子の生産に関しまして、基本理念を定めること。それから、道や関係機関の責務を明らかにすること、そして優良品種の認定、原種及び原原種の生産などに必要な事項を定めること。これらによりまして、安定的な供給と品質の確保を図り、本道農業の持続的な発展に寄与するということを目的として明記しています。(2)「基本理念」、ここにつきましては、骨子案からさらに新たに含まれた部分でございますが、優良な品種とその優良な種子は、本道の貴重な財産であるとの認識のもと、優良種子の安定的な生産が、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であるということ。そのためには関係機関等の相互の連携の下に推進されなければならないことを理念として定めたいと考えてございます。

6ページには種子の生産状況等を整理して、先ほどの定義の中で申し上げました、この条例で対象といたします作物の範囲の考え方について御説明をしたいと思います。区分のところで稲、小豆、馬鈴しょ、てん菜、野菜というそれぞれの品目が載ってございますが、先に中段の馬鈴しょのところを見ていただきたいのですが、馬鈴しょにつきましては、我々「植物防疫法」を「植防法」と呼んでおりますが、病害虫の蔓延防止を図る観点から定められている法律でして、その法律の下に「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」を既に制定しまして、「道の関わり」の真ん中にありますとおり、国が生産した原原種をもとに原種の生産計画を道が策定する。それから原種を作ってもらう団体を指定すると。国が行うほ場での検査、これに道職員が補助をします。こんな役割を条例の

中で決めてございます。ちなみに、種子の生産につきましては、国の種苗管理センターで原原種を作っておりますが、原種はホクレン等の農業団体で行われてございます。

次にてん菜についてでございますが、てん菜につきましては、道の種子生産における関わり合いは特段ございません。では種子生産がどのように行われているかという点、品種の育成国は主にヨーロッパでございますが、その種苗会社が、そして採種についても、そのようなところで行われてございます。

また、野菜につきましても、種子の生産については、私ども道との関わり合いは特におこなっておりません。農家向け、家庭菜園向けも含めまして、民間事業者、種苗会社の方で種が作られているという状況になっています。

そうした中で、主要農作物の稲、大麦、大豆、そして小豆、いんげん、えん豆、そば、ここににつきましては関係法令のところにも書かれてありますが、道が定めた要綱で「道の関わり合い」のところがございますとおり、要綱に基づきまして、種子の生産のほ場の面積等を定めた種子計画を作ったり、それから道職員、主に農業改良普及センターによるほ場の審査、それから生産物審査を行ってございます。そして、種子の生産につきましては、原種・原原種の「優良品種」につきましては、稲、麦、大豆の主要農作物については道がホクレン等に委託して生産、それから小豆、いんげん、えん豆、そばについてはホクレンと農業団体で作っているというような状況になっています。

これらの状況を踏まえまして、7ページ目、こういった種子の生産の状況、道の関わり合いを考慮いたしまして、稲、麦、小麦、それから大豆、小豆、いんげん、えん豆、そばの原原種から原種、採種のところまで、この部分につきましては、条例でこれらに関わる道や関係機関の責務や役割などを明確にしたいと考えているところでございます。なお、先ほど説明させていただきましたが、馬鈴しょにつきましては、既に道条例に基づきまして種子生産が行われている状況となっております。

次8ページにお進みください。ここでは、それぞれの責務について記載しております。先ほどの審議会の方でも、中央会の小野寺副会長からそれぞれの役割を明確にしながら進めていくべきだというような御意見を頂きました。ここで、道の責務から始まりまして関係機関の責務を整理してございます。まず道の責務につきましては、種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。そして、関係者と緊密な連携を図ること。それから(4)の品種育成者。これは道総研だとか、国の研究機関とかもろもろ含まれますが、ここには主要農作物等の安定的な供給や品種を育成するよう努めるとともに、必要な種子の提供及び生産に関する情報提供に努めていただくということ。それから(5)の種子生産者のところでございます。これはホクレンも含め、地域のJAや採種組合、生産者の方々になりますが、適正な栽培を行うこと、そして安定的な生産や必要な知識及び技術の向上に努めるものということでございます。そして、(6)関係機関等については、道が実施する施策に協力するものというような責務を記載してございます。

そして9ページには、前回も「北海道における主要農作物等の種子生産に関する実施体制」で、責務について御説明しましたが、北海道の種子生産に当たりましては、品種

開発された後、奨励品種決定調査ということで、優良な品種を決定するための調査が道総研や普及センター、農業者等の連携の下で行われます。その結果、優良なものは道が認定して種子計画を道が作っていきます。実際の種子の生産につきましては、主要農作物につきましては、北海道がホクレンに委託しながら、小豆、いんげん、そば等はホクレンや農業団体等で種子を作っていただくと。その種子の品質がどうなのかということ、を、「種子審査の実施」ということで、種子審査につきましては、道が普及センターや道総研あるいはJAの力を借りながら行っていくということで、色々な関係者の方が関わり合いながら北海道の種子が作られているというようなことから、先ほども言いましたが、関係者の責務について本条例で明らかにしていきたいと考えているところでございます。

それから10ページにお進みください。(7)「優良品種の認定等」に関する事項についてになります。知事は、収量や病害虫に対する抵抗性等について優れている品種を優良品種として認定いたします。認定にあたりましては、前回の御意見の中で、消費者のニーズを踏まえてやっていくべきだという意見がありましたので、その関わりを中心に御説明させていただきますが、いわゆる課題の調査の段階で「農業関係試験研究要望課題調査」というものがありまして、ここで地域とか実需者とか消費者のニーズ、これらを反映するための調査をまずは行って進めていきます。実際に奨励品種の決定の部分では、基本調査では実際にその作物がその地域地域でちゃんと育つかどうかということを見ますが、現地調査のところでは加工適性調査ということで、消費者ニーズが応えられるようなものかどうかということを確認するための調査を行い、優良品種の認定を進めているということをお理解いただければと考えております。

続きまして11ページに進みます。11ページは(8)「種子計画の策定」ということでございます。種子の増殖につきましては、試験場等で開発された育種家種子から始まりまして、原原種、原種、採種と段階を経て行われまして、一般生産開始まで4年かかるというようなことから、種子を安定的に供給するためには、需要に応じた計画的な生産を行う必要があることから計画を策定するというところでございます。

次12ページにお進みください。(9)「主要農作物の原種及び原原種の生産」についてでございます。主要農作物である稲、麦、大豆の農作物につきましては、これまでは道が担っていました原種、原原種の生産について、引き続き実施いたします。(10)「ほ場経営者による種子の生産」ということで、道以外の者が主要農作物を作ることの説明となっております。13ページの資料を見ていただいた方がわかりやすいと思いますので、13ページにお進みいただきたいと思っております。主要農作物の種子の生産は、優良品種については、道が種子生産を委託で行い、種子審査においても道が行っておりますが、民間活力を最大限活用した種子供給体制の構築ということで、一部民間事業者が種子生産を行う仕組みを検討してございます。具体的には、色々な品種があり、一部の地域でしか作られていない品種もあるという課題もありますので、その課題に対応するためにも、一部の地域でしか栽培されていない品種であります。実需の方からは一定のニーズがあって、地域でその種子生産を担うことができる品種などについては、JAなどの民間

事業者が生産する仕組みを構築していきたいと考えてございます。また、小豆、いんげん、えん豆、そばにつきましては、これまでどおりの民間が、農業団体もございしますが、種子生産を行います、優良品種の認定、それから種子計画の策定、種子審査については、引き続き道が行うものとしてございます。

次、14 ページにお進みください。(11)「ほ場審査及び生産物審査の実施」。ここにつきましては、引き続き道が行っていきます。また、新たな項目がございしますが、(12)「勧告等」ということで、種子生産者の方々に対しまして、優良種子の生産のために必要な助言及び指導を行うという項目を設けさせていただいております。

16 ページ (13)「知的財産の保護」に関する規定でございします。知的財産の保護に関する部分は、道は優良品種に係わる知的財産権の適正な保護、これが図られるよう、品種育成者に対しまして、情報の提供その他の必要な支援を行うものとして考えてございます。具体的なものは前回も御説明いたしました、まずは国内におきましては、種苗法に基づきます品種登録を行った品種はその権利が保護されるということでございます。また、海外におきましては、我が国で育成された品種の種苗が海外に流出する事例が見受けられるということで、必要に応じて海外品種登録を推進することとしてございます。また、一部で懸念が指摘されている遺伝資源の外部への提供につきましては、道総研の場合につきましては、道総研の要領に基づきまして、使用目的や提供先を試験研究用途に限定いたしまして、第三者への譲渡や使用を禁止する措置をとってございます。

次、17 ページ (14)「財政上の措置」でございします。先ほどの審議会で御意見を頂きました「財政上の措置」につきましては、道は優良品種の種子の安定的な生産を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする明記したいと考えてございます。

最後 18 ページになりますが、(15)「優良品種の認定を行う審議会の設置」についてでございします。優良品種の認定につきましては、今回種子法廃止の趣旨も踏まえまして、民間事業を含む新たな品種開発についても、今後も公平性を一層確保しながら、多様な見地からの意見等を考慮した上で行う必要があるということから、知事の附属機関として「北海道優良品種認定審議会」を設置いたしたいと考えているところです。私からの説明は以上でございします。

## ○柳村部会長

それでは、ただ今説明がありました内容について、委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っております。時間は限られておりますので、お一人5分程度でお願いいたします。順番ですが、前回と同様に審議会委員の方から御発言をいただきたいと思っております。まず、川端委員からよろしいでしょうか。

## ○川端委員

私の方から質問なんです、民間が種子を開発・生産するときに、この広大な北海道

というところで、なかなか種の需要の少ない地域もあると思うんですけど、そういう所も漏れなく、その地域に合うような品種改良されたものを生産維持できるのかなということを疑問に思いました。あとは、すごくお金のかかる事業なので、民間が利益の目的だけでやっていくと、やはり小さな地域で必要とされる種の生産がされなくなるのかなというところが、大変疑問に思ったところです。以上です。

#### ○柳村部会長

では続けて、吉村委員をお願いします。

#### ○吉村委員

説明ありがとうございました。今回は「基本理念」のところと(12)の「勧告等」というところが新しく付け加えられたということで説明を受けました。私がやっぱり気になったのは、自家採種の種はどの部分に入るのかなというところと、それから滝川に遺伝資源保護の施設があるんですけども、そういうものの責任の所在とか権利というものが全然記入されていなく、こちらではなくて、種苗法の方だったんでしょうか。ということの説明をお願いしたいと思います。

#### ○柳村部会長

それではここで御回答をお願いいたします。

#### ○青木農政部次長

川端委員からは民間が種子を開発・生産する場合に道内各地にまで行き渡るようになるのかという御懸念だと思います。それから吉村委員からありました自家採種の取扱い、それから滝川での原種、原原種の保全についての部分ですね。お願いします。

#### ○山野寺農産振興課長

まずは、民間が開発・生産するとき、地域に適応したものが作られるかどうかという御懸念なんですけど、この制度を作る上で、やはり民間が開発してもその地域にとって、北海道にとって普及すべき品種なのかどうかということについて、優良品種の認定ということが手続きにありますので、優良であれば優良品種に認定して、民間が作ろうが、あるいは道が引き受けようが、種子を生産してその地域ごとで作物を作っていただくのかなと考えております。また、民間が利益を目的にということにつきましても、道費を6千万円以上投入して種子を作っておりますので、なかなか儲かるような仕事ではないのかな、また開発も含みますとすごい莫大な費用がかかる訳なので、我々もそのところは本当に民間が儲けるためにできる仕事なのかという疑問は同様に思っているところでございます。

自家採種の件につきましては、種苗法上、既に自家採種は農家さんが自分の経営で行う足踏みについては、種苗法上の21条だったと思いますが、そこでもう権利として認

められておりますので、それを越える条例を北海道の条例の中で作ることはできませんので、もうすでに日本の法律上認められているということを前提に条例をどうするのか、引き続き我々は検討していきたいと考えております。あとは、滝川に遺伝資源センターがありまして、我々がお願いしている部分というのは、原種と原原種の育種家種子の保管を道総研にお願いして、道総研に適正な形で預かっていただくというもので、道の業務の一つであります。そこは道総研と連携してやっているという整理で、道の種子の生産の一環に入ってくるということで、条例のなかで具体的な文言として記載をするようなことではないと。説明資料の中でそういう部分もあるということを見せていかなければならないのではという議論を内部ですていたんですけども、条文で書くには至らないのかなという。あとは遺伝資源部の本体のジーンバンクの方は安積部長から説明していただくのが良いかと思っております。

#### ○安積企画調整部長

今、委員の方から「遺伝資源」ということでおっしゃっていたのが、今回の種子条例で扱える種子のことを指されているのか、それとも新しい品種を作るときにその原料として使われるようなものを指されているのかと、両方のことをおっしゃっているのかと思ったんですけど。

#### ○吉村委員

私が聞きたかったのは、種子を作るための原料になるもので、将来の宝になるというか。植物の多様性を図る上でも無くしてはいけない大事なもののなのでという考えだったんです。

#### ○安積企画調整部長

それにつきましては、先ほどの御説明の16ページのところで、遺伝資源提供要領というものがあありますが、ここで定めておりまして、厳格に管理するよう定めがありますので、これに基づいて全て管理されているものと思ってください。

#### ○柳村部会長

川端委員、吉村委員よろしいでしょうか。順番に各委員の御発言伺いたしますけども、他の委員も関連した質問があれば、どんどん出していただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

私から質問させていただきたいんですけども、資料3の13ページですけども、ちょっと分かりにくいので教えてください。新たに民間が種子生産を行うということで、これは道が種子生産を行うということと具体的に何が違うのかということをお教えいただきたいです。

#### ○山野寺農産振興課長

基本的には、稲、麦、大豆につきましては、道が種子生産を行っていくというところが一つあります。それで、今後民間の力をお借りしたいのが、例えば一つのJAでしか作っていないような、大豆の品種があって、一定の実需のニーズしかないというような場合は、農協にこれまで道がやっていた原種・原原種の生産もお任せしてしまっているんじゃないかと。このような発想でこの仕組みを考えてございます。従いまして、これまで道がやっていたものを、当然道からは今までやっていた栽培技術なり、色んなノウハウは提供しますし、育種家種子についても提供はいたしますが、原種・原原種の生産は実際に売られている農協の方にお任せするという道も一つあるのではないかなとということで、この仕組みの構築を検討している次第でございます。

#### ○柳村部会長

お聞きしたいのは、実際には今までも道による生産は委託されている訳で、それと今回のお話とは具体的にどこが違うかと。

#### ○山野寺農産振興課長

その関係でいきますと、委託という関係ではなくて、自ら作っていただくと。ただ色々なノウハウは提供するというようなことで、今やっているホクレンとの委託関係ではなくて、もうまるっきりJAの方で作っていただくと。当然そういう希望があるところという前提にはなりますが。ここが違うところでございます。

#### ○柳村部会長

要するに委託関係かどうかということになると思いますが、予算措置としてはやはり委託関係がある・なしで違ってくると思いますが、そこはどのように理解すればよろしいでしょうか。

#### ○山野寺農産振興課長

委託をしないとすると、道費はそこには行かないということになりますので、そこはそれぞれのJAで、たとえば原種・原原種のアとの採種をしているJAであれば、一緒になって原種を作るとか、そういう色々な工夫をしながら、うまく作っていく手立てはあるんじゃないのかなという議論の中で考えておりますので、予算的な話でいけば、その部分はまた新たな品種が出てきた場合、道が委託でホクレンに作ってもらいますので、そういうものに充てたいと考えております。

#### ○柳村部会長

優良品種としては認定するということですか。

#### ○山野寺農産振興課長

そのとおりです。

○柳村部会長

優良品種として認定するけれども、その生産の委託関係がここでは生じませんという理解でよろしいでしょうか。

○山野寺農産振興課長

そのとおりでございます。

○山田委員

一部の産地でしか作られていないというのは、相当大事に、産地もこだわって作ってきたと思うんです。一方、最初からお客さんにも相当熱意をもって進めてきた経過があるので、いきなり手を離して、農協に作ってくれというよりは、一回その辺りの方向性を該当している産地と慎重に話をした方がいいと思うんです。

○山野寺農産振興課長

貴重な御意見ありがとうございます。私どもも全くそのとおりだと思っておりまして、こういうスキーム、枠組みができた後ですね、実際にどういう形でこの方向を実現していくのか、ここはホクレンも含めて農協にも入ってもらった中で、きっちりと話し合いながら、どこまで支援をしながらどこまでなら農協ができるのか、やっていきたいなど思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

○柳村部会長

それでは次へ進んでよろしいでしょうか。小野寺委員よろしく願いします。

○小野寺委員

今回、前回の部会の中で発言したことを、非常にきちっと取り組む方向性をつけていただいて、今この内容については、我々としても非常に嬉しく思っておりますし、生産者の方々にきちんと話ができるのではないかという思いがあります。

そういった中でもう一つ、先ほど山田委員からもお話があったように、たとえば夕張メロンの種子を、いくら優良品種だからといって夕張はよそに出さないとか、あるいは、常呂でニンニクを作っていて、このニンニクはいくら優良品種でG Iを取ったからといってよそに出しませんよという形のものが保護されていくことになっていくのではないかなど。そういう特産品に対する種子をどのように確保していくのかというか、それらに対する保護をきちんと条例の中で保護していただきたいと思っておりますし。

もう一つは財政措置の問題ですけれども、我々も色んな状況の中で、滝川のジーンバンクの施設を見せてもらったときも、施設が非常に老朽化しているとか、それからホクレンの種苗センターも、ホクレンの監査をやっていたときに何度も監査させてもらったんですけども、そこで言われることは、非常に財政措置が少なくて土地改良もできない、

それから施設が老朽化している。ホクレンとしてもあまり儲かるものではないんですね、この種子を作る事業というのは。非常にこう見ると、種子を制する者は世界を制する位の話はあるんですけども、なかなかこの今回条例で設ける種苗については、それほど儲からない。一粒あれば一粒が万倍になるものばかりで、なかなかこれは種苗としては非常にやりやすいものではありませんけども。

ただ今回は馬鈴しょが条例の中に入らない。この育種やなんかも非常に農家の方々にとって、馬鈴しょの種子代ってというのは非常に高い訳ですね。原種で出てくるもの、原原種で出てくるもの、そして原種で受けるもの、そして採種に落ちてく段階で、非常にこの条例が3年前くらいから議論されている時はですね、作っているところが原原種農場も国の手厚い金の下で育種を進めていたものですから、非常に安い単価で現場に下りてきていたんですけども、現在非常に高い。畑作物の中で最も種代の高いのは馬鈴しょの種代なんですよね。ですから、馬鈴しょはどんどん減っていくんですよ。馬鈴しょがやはり種代が生産費に占める割合の値段の高さという部分で非常に生産者の方々がだんだんそういう部分で減っていくというのは止められないので、この部分の財政措置をですね、これはちょっと、条例の中でも馬鈴しょの部分は違う部分で書いてあるようでもありますけども、この辺の措置についても、将来何とか馬鈴しょの育種それから原原種の生産についても、財政措置を十分考えていただけるようお願いをしたいと思います。だんだん枯渇したり無くなっていくようなことではなくて、これはきちっと道の指針として据えて、予算措置・財政措置をお願いしていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○柳村部会長

それでは堂地委員よろしく申し上げます。

#### ○堂地副会長

基本理念のところで、私の理解が間違っていたら申し訳ないですけども、下線が引いてある2行目に「優良種子の安定的な生産」と書いてあるのですけれども、ここに「開発」という言葉は、開発とか育種とかですね、こういった言葉は入らなくてもよろしいのかなというのを思いました。もしかすると種子生産の全体を理解できてなくて勘違いしているかもしれないですけども、生産だけではなくて「開発」という言葉がなくていいのかなと。

それから16ページに「海外での無断増殖とか海外への流出を防ぐために必要に応じて海外品種登録をする」とあるんですけども、この海外品種登録はどういった手順で行われるのか、あるいは、どういったものをこれに想定しているのかということをお聞きしたいです。

#### ○柳村部会長

道の方から御発言申し上げます。

## ○青木農政部次長

はい。小野寺委員からありました、一番最初の恐らく地域の特産品みたいなものを優良品種として扱うかどうかという部分かなと思いますけど、その点と、それから財政措置ですね。ジーンバンクにつきましては、道総研の方で管理をされるということだと思いますけど、原種・原原種それから種苗といったものをどうやってしっかり財政措置をしながら供給していけるか。あと馬鈴しょは今回のこの条例とは違うんですけど、コスト問題は同じことかなという感じはしております。

それから堂地委員は、基本理念の中に「種子の開発」という言葉が入らないのかということ。それから海外品種の登録について、どういったものが海外品種の登録をしていかなければならないのかということだと思っておりますが、いいですか。

## ○山野寺農産振興課長

夕張メロンなり常呂ニンニク、あれは種苗法上、品種登録されて権利保護されているんですよね。ちょっとそここのところの実態が分かっていないのですが、少なくとも夕張メロンは品種登録されて自分のところで種を管理して、外に出ないようなガードをしっかりとかけてやっているの、そこは種苗法の中で完結できるかなと思っております。

財政上の措置は、我々もこういう形で財政上の措置を条項として置きましたので、毎年毎年色々議論しながら予算を設置してますので、引き続き努力はしていきたいと思えます。

あと、馬鈴しょの種子代のところですね。数年前に国の種苗管理センター等で原原種の値段が上がって、その後、馬鈴しょの種自体は農協で原種を作って農家に販売していると、採種して作って販売しているという中で、原原種の値段が上がったことに伴って、馬鈴しょの種の値段が上がってしまったというのが実態だと思うんですけども、この部分は国の種苗管理センターのスリム化というような作業をやっておりまして、色々工夫しながらやっているというお話も聞きますし、馬鈴しょは馬鈴しょの中で種子の生産計画なりを議論をする場がありますので、そういうところに問題提起しながらですね、ここは一農協とか道の問題ではなくて、ここも色んな関係機関が関わり合いながら種が生産されているという状況なので、皆さんと問題を共有しながら進めていけたらなと思っております。

## ○宮田生産振興局長

堂地委員からお話がありました、基本理念に開発の部分は入らなくてもいいのという点ですけども、開発の部分については、今段階ですけども、一番最初の制定の趣旨のところ、「消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成が不可欠」なんだというところで、こちらのところで謳っているんですけども、認識は同じなんですけども、基本理念のところでのどのようにしていくのかというのは今後検討かなと思えました。認識は同じです。

それから、16 ページの海外品種登録の推進とはどういうものなのかというところですが、今年オリンピックなどでよく目にしたイチゴだとかシャインマスカットだとか、北海道の品種ではないのだけれども、海外にあって作られた部分。それはなぜかというところ、海外における品種登録をしておけば、そこで対抗手段というものがとれるんですけど、してなければなんの対抗もできないので、持って行かれる恐れのあるものについては、これ費用もかかるものですから全部が全部って訳ではないんですけども、持って行かれる恐れのあるものについては、こうした海外品種登録を進めていきたい。最近なんかでしたら、道内の中で具体的なものと、長芋、川西長いんですけども、川西長いものはこれまでの品種から十勝太郎という品種に置き換えていますけれども、その十勝太郎については、農協それから農協連等で、共同でなんですけれども海外登録を実際しているというのがあります。この辺はこのあとの品種を見ながら、試験場とも相談をしながらになってくると思いますけれども、あと試験場との相談もそうでしょうし、今考えている中で優良品種認定審議会の設置というのを今ここで言っていますけれども、そうした中で議論も踏まえて対応していこうと今考えています。

#### ○柳村部会長

よろしいでしょうか。

すみません、もう一つ質問をさせていただきたいのですが、堂地委員から基本理念についての質問がありましたが、今回基本理念の部分と勧告等の部分の二つが新しく加わりました。この意図が分からなかったの、そこを説明していただけませんかでしょうか。

#### ○山野寺農産振興課長

基本理念のところにつきましては、道の条例上、目的の後に基本理念をきっちりと設けた上で進めていく必要がそもそもあると法政担当部局の方から話がありまして、ではどういう形で理念をここに謳い込むかという具体の作業は私どもの方でやったという経過がございます。

もう一点、勧告のところについてですが、種子審査をして、その後、審査はしたけど万が一うまくいかなかった場合、道として何か権限を設けるべきではないだろうか、法制上、持つておくべきじゃないだろうかという議論がありまして。そこは強制ではないんです。あくまで助言・指導という意味合いなんですけれども、やっぱり作った方がいいのではないか、条例の条文としてちゃんと整理して担保した方がこれから現場では動きやすいのでは、という発想で入れさせていただきました。

#### ○柳村部会長

それでは引き続き特別委員からご発言をお願いしたいと思います。それでは今井委員よろしくお願ひします。

## ○今井委員

ただ今御説明ありました条例につきましては、非常に私どもの思っているとおりで賛成でございます。その中で、小豆、いんげん、えん豆、そばにつきましても対象作物にしていただけただけなことにして、非常に喜んでいただいております。

そういった中で、私どもも今話がありました、財政上の措置というところで、原種・原原種のところにつきましては、資料にもあるとおりで私どもはやっていない状況でございます。そうした中で、今まで道が助成していた部分に関しましても、ホクレンやJAにつきましても、非常にすごい料金をもらってやっている状況ではございませんので、そういったところは財政上、きちっと配分をしていただきたいと思いますと思っている次第でございます。

また、言葉じりを言われると何ですが、(12)の「勧告等」というところで、「知事は種子生産に対し、優良品種の生産に必要な勧告をする」とありますが、この助言・指導というところにつきましては、普及指導員等の指導なのかなと思っておりますが、この勧告とはどんな勧告なのかなということも思ったことと、(13)の「知的財産保護」というところの最後の方の「必要な支援を行います」というところで、それはどういった支援なのかなと思ひ、それを教えていただきたいと思います。

## ○柳村部会長

先般もそうでしたけども、特別委員につきましては、お一人おひとり御回答・御発言をお願いします。

## ○山野寺農産振興課長

まず勧告の方ですけども、助言も指導も勧告も同じレベルの話なので、強制的に命令というとなら違った世界になりますけども、そう捉えていただけて結構なので、ちょっと言葉は強く感じるかもしれませんが、助言・指導の範疇で考えていただければよろしいかなと。

それから知的財産の必要な支援なんですけども、情報の提供以外にも、例えば農水省の方から海外に品種登録する場合の支援策に関する情報を頂いて、それが作られるときは一緒に農水省に交渉しようとか、あるいは、何でもかんでも海外に品種を登録するという話にはならないので、必要な品種は何なのかを新品種の育成者と一緒になって考えていくというようなものを今のところ想定はしております。恐らく色んな支障も出てくると思うので、基本的には品種登録というのは品種の育成者が登録を行うんですけども、せつかく条例を作ったのであれば、道としても協力をしながら一緒になってやっていくという姿勢を示したいと思つてこの言葉を使っております。

## ○青木農政部次長

国においても、知的財産を守るための監視事業をやっております。対象国が限られて

いたり、対象品種というのが限られているんですけども、それが北海道の権利を侵害するような事例を農水省の方で見つめますと、我々情報提供していただけます。そういったものを育成者なりに情報提供をするということを含めての支援だと思っています。

## ○柳村部会長

一番最初におっしゃった予算措置に関しては、御意見等よろしいですね。では続きまして、大西委員よろしくお願ひします。

## ○大西委員

前回の種子生産部会で、色々お願いしておりましたところは一つ一つ盛り込んでいただいているなということ、今説明をしていただいてより一層分かりましたので、そういう点は感謝を申し上げたいなと思います。

お願いと確認が一つずつあるんですけど、お願いにつきましては、どちらも知的財産の保護という観点のところなんですけども、農業競争力強化支援法というのが制定されましたけども、そのいわゆる8条で、試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見を民間事業者への提供を促進するという条文、法律の文章があるんですけども、これに対して、まさにこの条例を作っていただいて、知的財産を保護していただいている様なことの、その条項が、対峙するような感じがするんですけども、民間事業者への知見の提供にあたっては、道民の公共の財産を守るという観点から、色々措置というか対策が講じられているとは思いますが、更に十分に慎重に取り進めてもらいたいなと思います。

それから確認については、優良品種ということで、優良品種に認定されると、種子の生産というもののシステムに乗っていくわけですけども、一方、育成者権というのが種苗法にありますけども、これは基本的に25年過ぎると消滅するように確かなっているんですけども。ただ、実際に例えば「きらら」なんかだと、25年以上経ってもまだ作付けのあります優良品種に認定していただいて、そのまま種子の生産が取り組まれていると思うんですけども。そういったことからですね、育成者権を超える年数でも今後とも優良品種になっている種子をこの条例で、今までと同様な取組、あるいは保護とかも含めてですね、されていくのかどうかというのを確認させていただきたいなと思います。

## ○宮田生産振興局長

大西委員から二点。一つは競争力強化支援法との関係というところで、この部分について慎重に取り進めてほしいということで、資料16ページにもありますとおり、道内においては、やはり道総研の提供要領に基づいて、まずはどこに提供するにしても、使用目的・提供先は試験研究用という限定。そして渡したものの、提供したものは第三者に渡してはダメだよ。そこを基本にしながら進めていきたい。ここは道総研ともちゃんと相談しながら連携をとってやっていきたいと思っています。

それから古い優良品種。優良品種に認定されてしばらく経ったものについても、この枠の中で運用されるのかという部分ですね。それはそのとおりで、やっていく考えです。例えばですね、古そうなところでしたら、「ゆきひかり」なんかは優良品種認定が昭和59年ですし、今お話しにあった「きらら397」は昭和63年ですので、25年全部超えています。これらも今北海道の優良品種として生き残っておりますので、今後の同様に対応していく考えです。あと、古いところですね、大豆のキタムスメなんて昭和46年のものも今まだ優良品種として取り扱っておりますので、引き続き対応してまいります。

## ○柳村部会長

それでは山田委員よろしく申し上げます。

## ○山田委員

今井委員と大西委員と同じように、一回目の意見を聞き入れていただきまして、輪作体系ということ意識していただきましたことに対しましてお礼申し上げたいと思います。中身的にも大きな問題は特にないかと思います。これから詳細のルールをお決めになるんだと思うんですけど、過去のものだと現場の意見がどこまで反映されているのかなというところがありますので、実態に即した進めやすい中身にしてほしいというのは一点お願いであります。

我々は滝川種苗生産センターで原原種生産を任されておりますので、いま話も出た、品種が多いだとか、あるいは財務的な問題だとか。課題が課題なものですから、この辺長期的になんとかいい方向にならないのかと思っておりますし、我々の職場でも人事異動だとかもありますので、特に技術支援ですね、そちらの方はお願いしたいと思っております。

それと、最後に予防ということなんですけど、特に地球温暖化で気温が1、2度上がっているということで、適応する作物の、徐々に今までの体系とはちょっと違う様な特性と言うんですかね。作物の異常気象に合ったような個性というんですかね。この辺はやっぱり新品种の開発というところで、例えば九州の方で言うと、台風が多いので倒伏しにくい品種を作ってるという話もされてましたので、その辺を今後考慮した育種体制なり、道総研あたりでの育種者の育成、その辺もぜひお願いしたいと思っております。以上です。

## ○青木農政部次長

現場に意見を反映した種子生産、とそれから技術支援について申し上げます。

## ○山野寺農産振興課長

条例を作ったというか進行形なんですけども、種子のあり方検討部会というホクレン、それから中央会の実務担当者も入って、十勝農協連、上川生産連、本当に精通された方が入ってこの条例の素案を議論させていただきましたし、今後の細部に渡っても皆さん

現場のやりやすいような形で、どうできるかについてお知恵を借りてやっていきたいと  
思いますので引き続きよろしく願いいたします。

### ○安積企画調整部長

気候変動に当たってはですね、この道総研の方で先に温暖化の影響評価というのを行  
っておりまして、米、麦、豆類等と主要農作物について、どういった影響が出てくるか  
というのは取りまとめております。それに当たって、例えば米ならこうなりますよと予  
想されてるんですけど、それに対応した新たな品種の育成だとか栽培技術の開発も研究  
テーマとして取り上げるようになっておりますので、今後そういった対応というのは進  
めていくという計画であります。

### ○柳村部会長

それでは全委員から御発言をお願いいたしましたけども、追加で何か御発言、御質問  
ございましたら、お願いいたしたいと思います。

### ○小野寺委員

また馬鈴しょの話ばかりでちょっと恐縮なんですけども、今回の条例の中に馬鈴しょ  
を入れられない訳なんですけども、植物防疫法とか色々なものがあるんですけども、い  
わゆる国際競争力に勝つためには、この部分をなんとか避けて通ることはできないと思  
うんですね。今アメリカが求めてきているのは、今までは2月から7月の端境期だけ日  
本に求めてきていたのが、もう一年中ずっと輸入をさせろというのが現実に出てきて、  
農水もそれに対する押し返すものが無いという話で、受けざるを得ないのではないかと  
いう、TPPがそれを持っているのか、アメリカの大統領の権限で、大統領の出身地が  
いもの産地なものですから、全部一年中輸出をさせろということで、これになってくる  
という日本の馬鈴しょ産業は壊滅する恐れがあるのではないかということも我々考  
えている訳ですので。それはどうやって競争力をつけて、どうやってこれから北海道の  
馬鈴しょとしてきちっとやっていけるのかということを改めて検討する場面をですね、  
是非作っていただきたいなと思っておりますので。今日の条例とはちょっと関わりはご  
ざいませんですけども、同じ種を作る、ミニチューバーでどうするのかとか色々な問題はあ  
りますから、新しい増殖方法ですとか色んなものを研究いただければなと思いますので、  
是非よろしく願いいたします。

### ○柳村部会長

関連した御発言ありがとうございました。

### ○宮田生産振興局長

小野寺委員の御指摘のとおりだと思っておりますし、特に具体的には、本道の馬鈴し  
ょの作付けですけども、5万5千haぐらいあったのが今は5万1千、この10年位で5

千 ha 減っています。そうした中で、結局生産力は落ちているということですので、これは種子とは別の部分になるのかもしれませんが、需要に応じた、実需者のニーズに応じた形で生産力を上げてかなければならないというのは、これは非常に大きな課題。特に馬鈴しょについては、大きな課題だと思っています。生産力が足りないから、小野寺委員がおっしゃられたような、通年で輸入しろというような話になってきますので、この部分、特に馬鈴しょについては、労働力の部分、それから加工用、生食用などについては、ほ場での機上選別というところに労力がかかるだとか、人手もかかるし、仕事のにも大変だという部分がありますので、この辺トータルで見たときに、そういう様なところにスマート農業・ICT 技術というものをどういった形で適合させながらやっていくことが必要なのかなということも、内部でしっかりと検討していきたいと思ひますし、JAグループ北海道の皆さんとも今後どうやっていこうということも協議・相談させていただきます。よろしくお祈ひします。

### ○柳村部会長

それでは、他に御発言ありませんでしょうか。よろしいですか。それでは、この議題については、終わりたいと思ひます。残る議題は、その他ということでございますが、事務局から何かございますでしょうか。

### ○山根主幹

特にございません。

### ○柳村部会長

それでは、本日の予定していた議題が全て終了しました。全体を通して皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ここで進行を事務局にお返しいたします。

### ○山根主幹

それでは、以上を持ちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。御出席の皆様、大変ありがとうございました。最後に農政部長から一言御礼申し上げます。

### ○梶田農政部長

今日は素案につきまして、本当に色んな御意見を頂きまして、ありがとうございました。私どもも短い期間で内部で色々と議論をした訳でございますけども、ここに書いてあります「制定の趣旨」と、そして「基本理念」のところに、なぜこの条例を作るのかということと、この条例が目指していることをどうやって関係の皆様理解してもらって、北海道の種を今後ともしっかりと継続されなければダメなんだということ、どう協力体制を作っていくのか。そのためにも、私どもとしても是非条例を作りたいと思ひて

おりました。対象品目の問題は色々と議論はございますけども、やっぱり北海道の農業をしっかりと支えていく作物、そして今日小野寺委員からもありました馬鈴しょも含めてなんですけど、色んな作物が周りも含めてしっかりと支えているということを、決して忘れることはないと思っております。また、引き続き、次の部会では、今日残された課題はしっかりまた検討し、皆様と御議論させていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

## ○山根主幹

これを持ちまして、平成 30 年度第 2 回北海道農業・農村振興審議会主要農作物種子生産部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。